



広がる!! 助けあいの輪 笑顔の輪

地域助けあい事業推進中

事業の協力会員として活動している「村上洋美さん（八束）」に事業についてお話を聞きました！

― 協力会員になったきっかけは？

助けが必要な方の手伝いが少しでも出来たらいいかなと思ったからです。

― どのような支援をされていますか？

近所の家のゴミ出しを週に1回しています。

― 『地域助けあい事業』について、どのように感じておられますか？

これからますます高齢化が進んで若い人もいなくなる中で、隣近所の人たちお互いで見守りや助けあいが必要になってくるのではないかと思います。

― 『助けあい』のごのようなイメージがありますか？

強制するのではなくて、手助けする方もされる方も負担の無い、人付き合いだと思います。

― 活動をしていてよかったと感じることはどんなことですか？

一番良かったことは喜んでもらえること、少しでも話を聞いてあげることが出来ることです。

【利用者の声】

「よくしてくれるけん、大変助かってます。ありがとうございます。」



2019年度 事業計画



真庭市社会福祉協議会は次のことに取り組みます！

重点事業（抜粋）

・地域助けあい事業の充実

市内 34 カ所の地区社協で年 2 回助けあい会議を開催し、高齢者から障がいを持った方、子育てに悩んでいる方などの見守り活動が確実に継続的にできるように、地区社協と協働します。

・子育て支援事業の推進

子どもの居場所づくりや支援者の育成に取り組みます。また、子育て支援団体とのネットワークづくりを推進します。

・社会福祉法人の公益的な取り組みの推進

「まにわささえ愛ネット」の活動を推進し、制度の狭間にある課題を解決する取り組みを検討します。

地域福祉事業

・住民参加活動の推進

「地区社協」「ふれあい・いきいきサロン」「福祉委員活動」「ボランティア活動」の充実、活性化のため福祉活動専門員が積極的に関わり、活動の提案や情報提供を行います。

・個別支援活動の推進

地域の見守りネットワーク（地区社協、民生委員児童委員、福祉委員、地域助けあい事業）を支援・強化するとともに、困りごとの早期発見・早期解決に向けて取り組みます。

福祉活動専門員のアウトリーチ活動の推進により、課題の把握と支援活動の充実を図ります。

・地域福祉推進のための環境整備の推進

教育機関や地域住民・専門職への福祉教育や広報活動（社協だより、ホームページなど）を通じて、地域住民の福祉に対する理解と関心を高めます。

地域の現状を把握し、それにともなった福祉活動を展開できるように調査研究を行います。また、第 3 次地域福祉活動計画の見直しに合わせて必要なアンケートを実施します。

介護事業

・利用者の尊厳をまもり、住み慣れた地域での安心した生活を支えるためのサービス提供に努めます。

・研修や多職種との連携により、サービスの質の向上を図ります。

2019年度 予算概要

（単位：千円）

地域福祉事業 109,516 千円

地域福祉事業	22,809
ボランティアセンター事業	2,035
共同募金事業	8,919
善意銀行事業	17,802
生活福祉資金貸付事業	660
日常生活自立支援事業	7,970
法人後見事業	3,483
お助け訪問事業	5,011
元気はつらつデイサービス事業	20,710
配食サービス事業	9,914
心配ごと相談事業	950
移送サービス事業	9,253

施設管理事業 44,995 千円

市の受託を受けて、湯原・中和・八束・川上の施設を管理し、市民の方が利用しやすい開かれたものとなるようにします。

法人運営事業 116,968 千円

地域福祉や介護サービスの提供体制の充実を目指します。
社協会費・共同募金など地域福祉事業の財源を確保するとともに、介護事業を効率的に運営し、財政基盤を強化します。

※区分間繰入・繰出金76,473千円を含む
※詳細はホームページに掲載しています

予算総額
609,554千円

介護事業 338,075 千円

訪問介護事業	117,044
訪問入浴介護事業	21,653
通所介護事業	40,548
短期入所生活介護事業	23,175
特別養護老人ホーム事業	70,912
居宅介護支援事業	49,407
障害者総合支援事業	15,336

善意銀行だより

【敬称略・受付順】

※真庭市社協への個人からの寄付は税額控除対象となります。

寄付金 三月二十九日

合計 六十五万二千七十六円

【本所】

森田 良男(富尾 香典返し)
 田中 伸和(久世 忌明け)
 山崎 房子(台金屋 見舞返し)
 小川 喜好(檉西 香典返し)
 大橋 潤子(栗原 忌明け)
 カラオケ喫茶「夢」瀬島 夢江

【北房支所】

小田 綾女(下皆部 香典返し)
 坂本 末美(五名 香典返し)
 高野 一男(下皆部 見舞返し)
 谷口 昌士(阿口 香典返し)
 谷口 俊二(阿口 見舞返し)
 植木 誠(上中津井 見舞返し)
 新田 増雄(山田 香典返し)

【落合支所】

實村 文昭(上河内 香典返し)
 海原 隆(中河内 香典返し)
 植木 清隆(鹿田 香典返し)
 長尾 一成(赤野 香典返し)
 國年 直樹(中野 香典返し)
 昭和34年度卒業立誠中学校同窓会

【川上支所】

山田 義隆(上河内 忌明け)
 中島 益夫(日野上 香典返し)

【勝山支所】

池田 啓一(勝山 忌明け)
 覚名 英利(眞賀 忌明け)
 影山 行美(神代 忌明け)
 臼井 一恵(勝山 香典返し)
 堀 博信(月田 香典返し)
 川上 佳信(上田 香典返し)
 釜山 佐代子(山久世 香典返し)

【美甘支所】

景 正樹(月田 見舞返し)
 景 正樹(月田 見舞返し)
 古南 洋一(勝山 香典返し)
 身体障害者福祉協会美甘支部

【湯原支所】

牧野 卓治(社 香典返し)
 伊井 雄一(種 忌明け)
 植木 公昭(赤山下福 香典返し)
 植木 静子(赤山下福 見舞返し)
 万庭 正勝(赤山下福 香典返し)
 万庭 正勝(赤山下福 忌明け)

【八束支所】

福原 明知(赤山下福 篤志寄付)
 為計田 茂子(赤山下福 香典返し)

平成30年7月豪雨岡山県
 災害義援金寄付者一覧
 【敬称略・受付順】(3月29日)

【本所】
 久世中学校

このほかに、募金箱でご協力をいただきました。
 善意銀行へのご寄付並びに平成30年7月豪雨岡山県災害義援金へのご協力をありがとうございました。

ご寄付は社会福祉協議会の行います各種社会福祉事業へ、義援金は岡山県共同募金会に送金され、配分委員会の決定のもと、被災者に配分されます。



「ベッド」「車いす」の「無料」貸出しを「しています！」

真庭市社協では、福祉機器(ベッドや車いす)の貸出しを無料で行っています。貸出期間は最大1年間で、申請が必要となります。詳しくは、真庭市社協本所・各支所へお問い合わせください。

※介護保険制度や障害者総合支援制度でレンタルや購入が可能な方は対象外となります。



心配ごと相談所

5月の予定

※相談は無料です。予約は必要ありません。
 どちらの相談所でも相談可能ですので、ご利用ください。

9時~12時	北房 (真庭市役所北房振興局)	23日(木)
	落合 (落合老人福祉センター)	9日(木)
	久世 (本庁舎2階第4相談室)	22日(水)
	勝山 (勝山保健福祉センター)	10日(金)
	湯原 (湯原振興局)	16日(木)
	川上 (川上老人福祉センター)	10日(金)

お気軽にご相談ください

暮らしや家族に関する不安ごと、福祉についての相談など日常のさまざまな心配ごとについて相談を受け付け、解決に向けて支援します。※秘密は固く守られます。

電話 (0867) 42-1005

真庭市社会福祉協議会人事異動

平成31年4月1日付で人事異動を行いました。本年度も宜しくお願いたします。

【本所】	主幹 池奥 和子(落合支所)
主査 山本 雄大(北房支所)	
【北房支所】	主事 落合 晶和(本所)
【落合支所】	主任 山本 陽子(本所)
【湯原支所】	主事 頭心 貴子(落合支所)
【退職】	主幹 森田 靖子(落合支所)
主査 石原 泰子(湯原支所)	

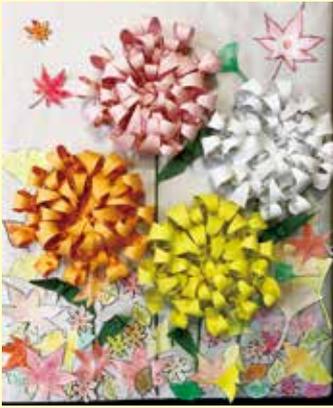
八東支所通信

元気はつらつ サービスだより

「元気はつらつ・ささえあいデ
イサービス」は、生活機能の回
復、元気に生活するための運動
を提供するもので、65歳以上の
「要支援1・2」「サービスが
必要と認められる方」が利用で
きます。

八東地区は水曜日に13名、木曜
日に18名の方が利用されています。

レクリエーションは、季節行事や
体を使うゲーム、指先を使う作品づ
くりや折り紙など楽しく笑顔でリ
ハビリが出来るよう心がけていま
す。毎年、利用者の皆さんと協力し
て、蒜山文化祭に出品しています。
前回は、「折り鶴で作った菊の花」を
出品しました。体を使うゲームは人
気があり毎回楽しく盛り上がりついで



平成30年度作品「折り鶴菊」



ます。
昼食後の休憩時間には、お喋りを
したり折り紙をしたりと楽しく過
されています。
午後からは、身体機能維持を目
的に「元気輝きエクササイズ」を利
用者の方と無理なく元気に楽し
行っています。

利用者の声

- ・みんなと食事をしたり、おしゃべりをしたりするのが嬉しい。毎週楽しみにしている。
- ・エクササイズをすると、体と頭の体操になってくつてもいい。

「知ってねえ」 成年後見制度



平成31年3月27日(水)、勝山病院の健康教室で「成年後見制度」高齢者の自分らしく生きる権利について」と題して、社協職員が講演をしました。

この日は、医療関係者から地域住民まで約30人が参加され、「どこかで聞いたことあるわ」「私は知らなかった」と、皆さん熱心に講話に耳を傾けていました。



「成年後見制度」って何？

障がい(知的障害・精神障害・認知症など)で判断能力が不十分な方が不利益を被らないように家庭裁判所に申し立て、支援してくれる人を選任してもらう制度です。

どんなことをしてくれるの？

「身上監護」と「財産管理」を支援します。

「身上監護」介護・福祉サービスの利用や医療、施設入所などの手続きや費用の支払いなど日常に関わってくる契約など。

「財産管理」預貯金の管理・不動産の処分など、財産に関する契約など。

ご本人を定期的に訪問し、ご本人の状態や想いを確認しながらその方の暮らしを支援します。

利用するにほしかったらどうなの？

まず、医師の診察を受け、診断をしてもらいます。その後、お住いの地域の家庭裁判所に申し立てをします。その後、家庭裁判所からの調査やご本人の想いの確認を経て、必要性が認められると利用となります。

制度についてのお問合せや、「地域で福祉についての講座を開きたい」という方は、社会福祉協議会までお気軽にご相談ください。



広報担当の
つぶやき

新しい元号「令和」の時代がやってきました。選ばれた「万葉集」では自然や風景を皇族・貴族から農民まで様々な人が詠んでいます。ちょっと読んでみたいですね。